

2026年5月26日

各位

会社名 大崎電気工業株式会社

代表者名 取締役会長 CEO 渡辺 佳英
(コード番号 6644 東証プライム)

問合せ先 取締役専務執行役員
グループ経営本部長 上野 隆一
(TEL 03-6694-7140)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月26日開催予定の第112回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 変更の理由

1. 事業目的の変更

事業領域の拡大、設備工事分野の明確化、ソフトウェア開発・発電事業など新たな事業展開に対応するため、目的条項を追加および整理するものであります。

2. 取締役の任期の変更

経営環境の変化に迅速に対応し、ガバナンスの強化を図るため、取締役の任期を「選任後2年以内」から「選任後1年以内」に短縮するものであります。

3. その他

経営の柔軟性および透明性の向上に向け整理、変更するものであります。

II. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

III. 日程

- ・ 定款変更のための株主総会開催日 : 2026年6月26日(金)(予定)
- ・ 定款変更の効力発生日 : 2026年6月26日(金)(予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>2. 通信機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>3. 一般機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>4. <u>前各号に関連する機械器具設置工事、電気工事及び通信工事</u></p> <p>5. <u>防雷施設等土木建築工事の設計、施工及び監理</u></p> <p>6. <u>不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>7. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>2. 通信機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>3. 一般機械器具、装置等の製造、販売及び修理</p> <p>4. <u>電気工事、電気通信工事、管工事、機械器具設置工事及びとび・土工事業、並びにこれらに関連する設備工事の設計、施工、保守及び管理</u></p> <p>5. <u>ソフトウェアの設計、開発、販売及び保守</u></p> <p>6. <u>発電及び電気の供給に関する業務</u></p> <p>7. <u>不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>8. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>
<p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>会長</u>が招集し、その議長となる。</p>	<p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、当社を代表し業務を執行する代表取締役として、社長1名を選定する。</p> <p>② <u>会長を定めたときは、会長もまた代表取締役とする。なお、必要に応じて、他に代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、その決議によって、必要に応じて会長、副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、当社を代表し業務を執行する代表取締役として、社長1名を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、必要に応じて前項の社長のほか、代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、その決議により必要に応じて会長を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数の出席を要し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>